

第 99 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
長瀬 雅宏	市 長	<p>議案第 42 号「淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」</p> <p>1. 第 1 条の改正規定中『管理運営』を『管理』に改めるとあるが、観光・レクリエーション施設の運営は今後どうなるのか。 また、この条例改正は、北淡震災記念公園全体の指定管理者の経営状況が影響しているのか。</p> <p>2. 今後の北淡震災記念公園の管理について</p>

第 99 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市長	<p>議案第 4 1 号 淡路市印鑑条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1. 「第 2 次淡路市男女共同参画プラン」において「性的マイノリティの人権尊重の観点から、公文書等の性別表記の見直しを行うこと」という方針を受け、今回、性別欄を削除するというが、令和 3 年第 9 0 回定例会の議案第 2 号 「淡路市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」で、性別記載欄の見直しを求めた際の答弁は、「男女別の記載を求めるもの見直しについては令和 5 年度からの「第 3 次」の期間に策定する予定だ。」と述べた。この答弁との違いは何か。</p> <p>2. 性別欄の削除が、他の規則、要綱等でも今後進んでいくのか。</p> <p>議案 4 7 号 淡路広域行政事務組合規約の変更の件</p> <p>1. 広域ごみ処理施設の負担について、施設の建設、施設の運営に要する経費以外の部分についてどうなるのか。また、8 月 1 8 日に開催された淡路市議会全員協議会に出された、淡路地域ごみ処理広域化「施設整備基本計画素案」の中で、県道の道路改修など 4 項目の要望が地元自治会と締結されたが、その費用負担はどうなるのか。</p> <p>議案第 4 8 号 （仮称）淡路市新火葬場火葬炉設備工事請負契約締結の件</p> <p>1. 火葬炉の契約方法が随意契約になっているが、公平な入札に参加できる競争入札にならなかった理由は何か。</p> <p>2. 現在使用されている火葬炉のうち、津名と北淡、東浦の火葬炉は老朽化しているが、岩屋の施設は当分使用できると考えるが、既存施設の利用をどう考えているか。</p>

第 99 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市長	<p>議案第 4 2 号 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1. 観光・レクリエーション施設を条例から外した後の施設管理の 方向性について</p> <p>(1)民間での施設経営の方向とのことだが、</p> <p>ア 売却か市管理のまま賃貸とするのか。</p> <p>イ 事業者の選定はどのようにするのか。</p> <p>(2)現行条例の設置目的（第 4 条の業務を含む。）では支障がある との判断で今回の対応を取るわけだが、それは既存条例の周辺 施設の設置目的や第 4 条の業務と相反する事業展開をしてい く方向性があるからなのか。また、周辺施設が相乗的に集客増 となりさえすれば、そのような民間経営を是とするための条例 改正なのか。</p> <p>2. 附則第 1 項の施行日だが、ただし書の規定は「公布の日から起 算して 1 年 6 か月を超えない範囲内で規則で定める日」となる。 現行の指定管理の期間は 2 0 2 3 (R 5) 年 3 月 3 1 日までだが、 それより前に指定管理を終わらせ、1. (1) の民間施設運営と する可能性も含んでいるためなのか。</p> <p>議案第 4 9 号 財産の交換の件（淡路市北淡震災記念公園用地）</p> <p>1. 取得する土地の今後の利用はどのようにするのか。議案第 4 2 号の民間経営との関連はあるのか。</p> <p>2. 交換差額金について、仮契約書では、相手方はこれを求めない こととなっている。</p> <p>(1)既存の市の財産の評価について何を基準にして算定されたの か。</p> <p>(2)交換に供する財産（野島常盤の土地）は、市が指定したのか、 相手方が指定したのか。なぜこの地となったのかの経過を問う （なぜ、交換により取得しようとする土地の売買ではないの か）。</p> <p>(3)参考資料の航空写真図では、交換に供する財産の周辺は木が 存在するが、現状はどのように認識しているのか。周辺で伐採 されている土地と今回の市財産は隣接しているのか。</p>